

【令和6年1月22日 宮崎県医療審議会資料】

特定労務管理対象機関の指定について

1 趣旨

令和6年4月1日から、医師について、労働基準法による時間外労働の上限規制の適用が開始される。

このことに伴い、医師をやむを得ず年960時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関は、医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」という。）の評価を受けた上で、県から特定労務管理対象機関の指定を受ける必要がある。

改正後の医療法（令和3年法律第49号、以下「改正医療法」という。）第113条第5項により、「特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。」とされており、今回、宮崎大学医学部附属病院から特定労務管理対象機関の指定申請があったため、本審議会にて意見を伺うもの。

2 申請内容について

宮崎大学医学部附属病院から申請のあった内容については、以下のとおり。

- (1) 医療機関名：宮崎大学医学部附属病院
- (2) 所在地：宮崎市清武町木原5200
- (3) 指定の種類等：

区分	水準適用理由	指定要件確認結果
特定地域医療提供機関 (B水準)	県内の救急医療等を担うため	適
連携型特定地域医療 提供機関（連携B水準）	他の医療機関に医師派遣を 行うため	

- (4) 指定期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 方針案

申請内容については、改正医療法に基づく指定要件に適合していることを、県において確認しており、地域の医療提供体制の構築方針等の議論と整合性があるものとする。については、今回申請のあった宮崎大学医学部附属病院について、特定労務管理対象機関の指定を行うこととしたい。

4 今後のスケジュール

1	令和6年1月22日	医療審議会	法定意見聴取
2	令和6年1月22日以降	医療審議会後	指定についての県知事通知